二　ジャイロスコープ若しくは角速度センサーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ　九八一メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができるように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

（一）　角速度の測定範囲が一秒当たり五〇〇度未満のものであって、次のいずれかに該当するもの

1・2　［略］

（二）　角速度の測定範囲が一秒当たり五〇〇度以上のものであって、次のいずれかに該当するもの

1・2　［略］

ロ　［略］

三・四　［略］

五　［略］

イ　位置及び時刻に関するレンジングコードにアクセスするための暗号の復号アルゴリズムを有するもの（民生用に設計されたものを除く。）

ロ　［略］

六～九　［略］

第十一条　輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　有人式であり、かつ、繋索式の潜水艇であって、一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの

一の二　無人式の潜水艇であって、次の全てに該当するもの

イ　繋索式で使用することができるように設計したもの

ロ　一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの

ハ　次のいずれかに該当するもの

（一）　直流の推進電動機又はスラスターを使用して、独力で潜航することができるように設計したもの

（二）　光ファイバーによってデータを送受することができるもの

二・三　［略］

四　潜水艇の部分品又は附属装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　［略］

ロ　［略］

（一）　第一号の二又は第十四条第九号に該当する潜水艇に使用することができるもの

（二）　［略］

二　ジャイロスコープ若しくは角速度センサーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ　九八一メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができるように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

（一）　測定範囲が一秒当たり五〇〇度未満のものであって、次のいずれかに該当するもの

1・2　［略］

（二）　測定範囲が一秒当たり五〇〇度以上のものであって、次のいずれかに該当するもの

1・2　［略］

ロ　［略］

三・四　［略］

五　［略］

イ　位置及び時刻に関するレンジングコードにアクセスするための暗号の復号化アルゴリズムを有するもの（民生用に設計されたものを除く。）

ロ　［略］

六～九　［略］

第十一条　輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　繋索式の潜水艇であって、一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの

イ　有人式の潜水艇

ロ　無人式の潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　直流の推進電動機又はスラスターを使用して、独力で潜航することができるように設計したもの

（二）　光ファイバーによってデータを送受することができるもの

［新設］

二・三　［略］

四　潜水艇の部分品又は附属装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　［略］

ロ　［略］

（一）　第一号ロ又は第十四条第九号に該当する潜水艇に使用することができるもの

（二）　［略］